

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 経済部農業水産課

番号 26

許認可等の内容		漁港区域内の水域又は公共空地における汚水の放流又は汚物の放棄の許可
根拠法令及び条項		漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項
審査基準	関係条項	漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第2項
	基準 (未設定の場合はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 漁港の機能を阻害させるおそれがないこと</li> <li>2 漁港又は海岸の管理及び使用に著しい支障を及ぼすおそれがないこと</li> <li>3 当該漁港に関する維持運営計画、漁港整備計画、漁港施設等活用事業の推進に関する計画、その他漁港施設若しくは海岸保全施設の整備事業計画等に影響を及ぼすおそれがないこと</li> <li>4 漁港区域内の生活環境を著しく悪化させるおそれがないこと</li> <li>5 事故防止について十分な配慮がなされていること</li> <li>6 当該行為が市民生活の改善又は向上に寄与すると認められるものであること</li> </ol>
	参考事項	
	設定等年月日	平成13年 4月 1日設定 (令和6年4月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 15日 (休日は含まない)
	設定等年月日	平成13年 4月 1日設定 (平成30年10月 1日最終変更)

(裏)

審 査 基 準	基 準	
------------------	-----	--